

委員會へ一任する。

(二) 各支部の情勢、鬭争報告も本末日までに聯合會事務所へ送付の事。期日内に報告書の未着の支部の分は大會報告書に託載せず。

(三) 本部提案議案

(A) 組織方針に関する件

(1) 郡市別單位に本部規約に準ずる支部組織の確立

(2) 特別委員會の設置

労働委員會、農村委員會、市民委員會と聯合會に設けること。

(3) 専門部門の確立

組織部、教育部、自治対策部を確立すること。

右につき規約変更を要すべし其は大會の法規委員會上附議して整理する。

(B) 會計制度確立に関する件

(1) 聯合會費用を次の如く各支部は負擔す(月額)

門司(三円)、小倉(三円)や畑(三円)若松(二円)八幡(五円)遠賀(二円)直方(三円)鞍手(二円)嘉穂(二円)大牟田(二円)福岡(二円)

三共(二円)久留米(二円)田川(二円)京都(二円)企救(二円)築上(二円)

(2) 代議士は歳費の五分(年額百五十拾円)を聯合會費用に齎出する。

(二) 夏期労働学校に関する件

八月十日頃より八幡市に第一面夏期労働学校と日本労働組合會議九州地方協議會並に黨九州協議會共同主催で開講し、聴講料金壹円と最底二百名の学生を收容の豫定であるから、九州の各縣聯と協力して此が幹施に努める。労働学校の特別委員を次の如く任命する。

田原春次、江崎房雄、北原泰作、奥村光夫

會議后

- (1) 直方市議補選の松援方針に就き將末共名候補者松援に不公平なよう要望(官時吉田両君)よりあり、聯合會の公正なる松援方針より、地元の和協を望んで諒承。
- (2) 企救支部確立の座談會へ伊藤田原両氏の末會の要求(坂保君)を諒承。
- (3) 小門支部結成座談會へ伊藤田原両氏の末會の要求(江崎君)を諒承。
- (4) 鞍手支部は直方支部と郡支部とを々独立し、鞍手支部の座談會へ伊藤田原両氏大會副代表を要水(多田君)より、此を諒承。

以上